

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0820010	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の整理統合【新資格試験の創設、試験日の統一】	教育職員免許法第16条の2、教育職員免許法施行規則第61条の2、教員資格認定試験規程	幼稚園教員資格認定試験は、規制改革推進3ヶ年計画を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、保育士として一定の在職経験(3年)を有する者を対象に設けられた試験制度です。		①「幼稚園教員資格認定試験第一次試験」と「保育士試験」を兼ねた新資格試験を創設すべく、試験科目・内容、出題形式を整理統合し、一度の受験ですむようにする ②前述①に伴い、「幼稚園教員資格認定試験第二次試験」の内容等を見直す ③幼稚園教員資格取得を志す者は、第一次試験合格後、別途の日時に幼稚園教員資格認定第二次試験を受験する ④過渡的措置として、既に幼稚園教員の資格を有する者で保育士資格取得を志す者は、現行の保育士試験を受験する ⑤過渡的措置として、既に保育士の資格を有する者で幼稚園教員資格取得を志す者については、現行の幼稚園教員資格認定試験第一次試験は免除し、第二次試験を受験させる	保育士の仕事と幼稚園教員の仕事は、その性格内容は自ずから異なるものの、子どもの成長過程からすれば、ここまですべてが保育、ここから先が幼稚園教育と一線を画することは難しい。昨今の幼児一体教育ニーズに対応するには、同一人物が両資格を保有していることが望ましい。そのためには、両資格試験の整理統合(新資格試験の創設)と実施日の統一が、受験生にとっては便利である。もちろん、本措置は、保育士資格のみを希望する者に、幼稚園教員の資格取得を強制するものではないし、幼稚園教員資格認定試験の質的レベルダウンをもたらすものでもない。また、過渡的措置として、第一次試験を免除しても、第二次試験合格が必須であるから、幼稚園教員のレベルダウンをもたらすものでもない。本人の自由選択も残されており、総じて必要かつ妥当な措置である。	C	—	幼稚園教諭免許状は、必要な単位と学位を得ることによって授与されることとが原則となっています。一方、現行の幼稚園教員資格認定試験は、単位と学位による授与を原則としつつ、保育士資格と3年以上の実務経験を有する者に限って、幼稚園教諭の免許状の併有を促すために実施されているものであり、多くの短期大学等において幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両者を得ることができることとなっている現状において、保育士としての実務経験を有しない者についてまで試験により幼稚園教諭免許状を授与することは、必要性が認められないとともに、幼稚園教諭の質の低下を招くおそれがあるため、特区として対応することはできないと考えます。	1015010	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	東京都	文部科学省 厚生労働省	
0820020	幼保一元化施設における管理の弾力化	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除くは、その学校の経費を負担することとなっています。		幼稚園と保育所の合同活動を目的とした一元化施設においては、学校教育法第5条で設置者以外を行うことができないとされている幼稚園部分の管理を、保育所部分と併せて一体的に管理させることができることとする。	幼稚園児と保育所児の合同活動事業などの幼保一元と連携に関する一連の特例措置が、平成17年5月13日から全国展開されたことにより、全国の自治体においても、住民ニーズへの対応と行政運営の効率化といった両面から、幼保一元化の導入と施設の設置・整備が数多く行われているところである。 あわら市においても、全国展開前の構造改革特区の認定を受けて、平成17年4月から一部の地区に幼保一元化施設として「幼児園」を設置し、幼稚園児と保育所児の合同活動事業を実施している。一方、他の地区では、先行地区の状況を見ながら順次幼保一元化を進めていくこととしており、現時点では旧来の幼稚園と保育所をそれぞれ運営している状況である。併せて先行地区以外の地区では、指定管理者制度を活用した保育所の民間委託を進めており、現在3園が社会福祉法人により管理運営され、一定の成果を上げている。 あわら市としては、今後も、保育所の民間委託を念頭に置きながら、幼保一元化を進めることとしているが、そのためには幼保一元化施設である幼児園についても指定管理者制度を導入していく必要があると考えている。 しかしながら、学校教育法第5条では、学校の管理は設置者以外行うことができないとされており、幼保一元化施設の幼稚園部分についてもこれが適用されることから、現在は幼児園への指定管理者制度の導入ができない。 このため、幼保一元化施設においては、指定管理者制度の導入による民間活力の活用と行政コストの削減等を目的に、本規制の緩和と弾力的運用を提案するものである。	C	I	公立学校の管理運営を包括的に民間委託することに関しては、過去の特区提案等を踏まえ、文部科学省としても法制度面から検討を重ねたところですが、公立学校における教育は、学習指導要領に基づき、設置者である地方公共団体が、その公の意思において、教育課程の編制等、提供すべき教育の方針や内容を決定するとともに、こうした教育課程の編制等と在籍児童生徒等に対する日常の教育とが一体的に実施されるものであるという点において、一般に指定管理者制度が想定している定型的な管理行為とは本質的に性格を異にするものであることなどにより、結果として、公立学校を包括的に民間委託することは制度的に困難との結論に至りました。 一方、公立学校への指定管理者制度の適用に代わる新たな施策として、平成17年の構造改革特別区域法改正により「公私協力学校制度」が創設されました。この制度は、地方公共団体と民間が連携・協力して民間のノウハウを生かすつつ、地域のニーズを反映した特色ある教育を実施しようとするものであるため、当該制度の活用についてご検討いただければと考えます。	1041010	あわら市	福井県	文部科学省	
0820030	エリート育成特区	学校教育法施行令第5条	市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定することとされています。		通学区域規制の緩和(学校教育法施行令)、独自の授業カリキュラムの制定(学校教育法施行規則)及び、小学校学習指導要領等の規制を緩和する事により今回、目的とする公立小学校での特別教育を行う。	本提案では初等教育過程における英才児童の発掘とその教育カリキュラムの促進を目的とした、新しい形態の公立学校を提唱する。 新学習指導要領の評価基盤としての「学力向上フロンティアスクール制度」をより発展させて形として、公教育でのエリート育成を行う。概要は最初に横浜市にて、他地域の一部学校にて施行されている児童に合わせた独自の授業カリキュラムの制定や、既に横浜市で実践されている教員のフリーエージェント制度、教員引き抜き制度を併用することによって実現する。その後、同じく教員FA制度が採用されている京都市に、最終的には全国主要都市にて実施する。早期に高い知能を獲得する児童への学力評価としては、文部科学省が指定した既存の科目以外に、IQテストによる学習知能の測定を小学校就学時に全国一斉で実施することで、他の公立学校との差別化を図り、私立学校に準ずる、ひいよりはそれより高い水準の公教育が期待される。また、都市部に優秀な児童が集中しているとも限らないため、測定結果が優秀であった児童に対しては、各都道府県教育委員会の定める通学地域の指定を免除する。 教育制度の変革はその結果が直ぐには顕在化しないことでその評価が揺らぐものの、地域の連帯によって持続的に教育制度を維持し、10年後、20年後に当該地域ないし日本の社会、経済、科学技術、文化に貢献する人材の育成を目指す。	C	—	「通学区域の緩和」について 市町村立小学校の就学については、都道府県教育委員会ではなく、設置者である市町村の教育委員会が通学区域を定めており、当該自治体を超えて、他の地域の小学校に就学するためには、区域外就学という手続きを経て行われることとなっています。 この区域外就学については、学齢児童に対する義務教育の実施について、第一義的に責任を負う当該児童の住所の存する市町村教育委員会と、就学を受け入れる学校の存する市町村教育委員会との協議が必要となっており、関係教育委員会間の手続きを経ず就学を認めるという今回のご提案は難しいものと考えます。 「独自の授業カリキュラム」の制定について 学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法等の規定に基づき大綱的な教育課程の基準として定めているものです。 なお、各小学校又は各地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があり、かつ、教育基本法及び学校教育法第30条第1項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていることと認める場合には、学校教育法施行規則等によらずに教育課程の編成を可能とする特例が認められています(学校教育法施行規則第55条の2)。	1084050	個人	東京都	文部科学省	
0820040	離島における高等学校の教職員定数の充実	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律	本法律は、公立高等学校等の配置、規模、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、公立高等学校等の学校規模及び学級編制の標準を定めるとともに、設置者(都道府県又は市町村)ごとに公立高等学校等に置くべき教職員の総数の標準を定めています。		「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に定められている教職員定数の標準の変更、もしくは離島における特殊事情を考慮した離島枠を設置し、離島の高校においても適切な教員数を確保できる制度とする。具体的には、離島の小規模校において以下の措置を要望する。 ①本土並みの選択科目の開設に必要な教員の配置、②養護教諭の配置、③習熟度別指導教員の配置、④進路指導担当の配置、⑤図書館司書の配置、⑥実習助手の配置、⑦寄宿舎舎監定数の加算	・離島島前地域には島前高校が唯一の高校で、他の高校へ通学は地理的に不可能である。 ・もともと島前高校は、小規模校のため教員定数が少なく、物理が受けられない、図書館司書も配置されていないなど、本土に比べて教育環境の格差が存在している。 ・近年島前高校は、少子化の影響を受け入学者数は減り(H15年度入学者52名⇒H20年度28名)、全学年1クラスになった。それに伴い教職員数が8名減り、教員数は15名(校長、教頭、養護を含む)となったが、大規模校とほぼ変わらない校務分掌を日直宿直の舎監も含めて行っている。 ・また入学時点で学力別、進路別で生徒が選別される本土の高校とは違い、学力差が非常に大きく、進路も多岐に渡る生徒を一つのクラス内に抱え、学習塾や予備校などの教育機関がない中、少ない教員数で実現していかなければならない。 ・そのため常時多忙を極め、本土の一般高校並みに教員が授業や生徒に向き合える環境を作るには最低20名の教員が必要である。 ・さらに離島のため統合する他の高校もなく、今後も生徒数の減少が予想されているため、島前高校の存続が危ぶまれている。 ・この危機を高校改革のチャンスと捉え、コース制の導入など離島においても安心して教育を受けられる体制づくりを計画しており、人員確保が必要である。 ・標準法は各学校の収容定員を基礎として県全体の教員総数を算定する制度であるが、これまで県全体の教員数から抽出し離島への配慮してきたが、県内学校が小規模校化し県の総枠が減少する中、財政悪化も加わり配慮に限界が生じているので、算定基準を変更し適切な教員数が配置されるよう制度変更が必要である。	D	—	本法律は、設置者(都道府県又は市町村)ごとに公立高等学校等に置くべき教職員の「総数」の標準を定めるものであり、各学校の具体的な教職員配置は、設置者が地域や学校の状況等を踏まえ行っています。 学力格差や生徒指導上の問題など各々の学校が抱える教育課題は様々であり、これらの教育課題に適切に対応することができるよう、設置者が各学校の状況を踏まえて教職員を配置することは可能となっています。	1068010	島根県立島根島前高等学校の魅力強化と永遠の発展の会 ワーキンググループ事務局	島根県	文部科学省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
0820050	日本の通信制高校が海外在住外国人を生徒として受け入れることを可能とする。	学校教育法第54条第3項、学校教育法施行令第24条	日本の通信制高等学校は、海外に在住する者を生徒とすることはできません。		下線部を追加する (学校教育法施行令第24条) 法第五十四条第三項の政令で定める高等学校の通信制の課程(法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。)は、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者又は外国に住所を有する者を併せて生徒とするものとする。	【具体的事業の実施内容】 日本の通信制高校が、海外に在住する外国人を海外にいながらにして自らの生徒として受け入れる。 【提案理由】 世界の留学生交流は拡大傾向にある。平成15年の220万人が、平成37年には700万人を超えるという推計がある。こうした中、各国は留学生政策を戦略的に展開しており、高等教育を輸出産業として捉える傾向も存在する。我が国高等教育機関の留学生受入れ数は、平成17年に12万人を超えたものの、米国57万人、英国32万人、ドイツ25万人、フランス25万人、オーストラリア15万人に比して、立ち遅れていると言わざるを得ない。このため政府はこのたび「留学生30万人計画」を発表した。諸外国に比して我が国の留学生獲得が立ち遅れている背景のひとつに、国際公用語である英語と我が国だけで通用する日本語との差が考えられる。日本の通信制高校が、海外に在住する外国人を海外にいながらにして自らの生徒として受け入れること(以下、「通信制高校による外国人受入れ」という)は、外国人の若者による日本への理解・共感が促進されること、日本のスクーリング地(スクーリングは日本で行う)の振興に寄与することなどのメリットがあるばかりでない。外国人の若者が中等教育段階で日本語を習得することにより、我が国高等教育機関への留学の誘引を高め、留学生数拡大が期待できる。しかし、現行法令(学校教育法第54条第3項、学校教育法施行令第24条)の解釈上、通信制高校による外国人受入れはできないとされている。今日ではこの規制に意義があるとは思えない。むしろこの規制によって我が国は機会損失をしていると思われる。通信制高校による外国人受入れ(=中等教育の輸出)を我が国の高等教育機関への留学生拡大のための戦略に位置づける効果は大きいからである。	C	II	高等学校の通信制の課程は、勤労青少年など高等学校に毎日通学することが困難な者に対して、高等学校教育を受ける機会を保障することを目的として設けられたものである。 ご提案のように、我が国の通信制高等学校において海外に在住する外国人を受け入れられるようにすることは、我が国として高等学校教育を受ける機会を保障するという、通信制の課程を設けた趣旨からは逸脱するものと考えられます。 こうしたことから、外国に在住しながら我が国の高等学校教育を受けることを認めることは、困難であると考えています。		1052010	株式会社ルネサンス・アカデミー	東京都	文部科学省
0820060	社会教育に関する権限の区長への移管	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。		地方自治法第180条の8(学校に関することを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の内免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信任を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	F	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、平成20年2月の中央教育審議会答申における、「社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられます。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっている」との指摘や「社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある」との指摘を踏まえ、検討を進めているところです。		1074010	千代田区	東京都	総務省 文部科学省
0820070	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。		社会教育事務のすべてを市長が管理・執行できるよう、措置を求めるものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定により、市長が「スポーツ・文化に関する事務」を条例の定めるところにより管理・執行することができるものとされたところである。 本市においては、市民が生きがいのある充実した人生を送るために、自ら学び自己を高め、さらにはその成果を活かしたいという要求に対応できるよう、生涯学習の向上に向け、推進体制の充実に取り組んでいるところである。 生涯学習は、社会教育の一環に留まらず、広義的なまちづくりの要素として捉える必要があると認識している。現在、本市においては、「生涯学習部」を事業ごとに、市長と教育委員会の2つの執行機関が担当しているところであり、社会教育分野すべての内容の移管が可能となれば、市長において一元化し、事務を実施したいと考えている。 したがって、同法第23条第12号の「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」の規定及び社会教育法第5条の「市町村の教育委員会の事務」の規定について、市長が実施できるよう措置を求めるものである。	F	—	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、平成20年2月の中央教育審議会答申における、「社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられます。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっている」との指摘や「社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある」との指摘を踏まえ、検討を進めているところです。		1061010	大東市	大阪府	総務省 文部科学省
0820080	地方独立行政法人による博物館設置・運営の実現	博物館法、地方独立行政法人法等	地方独立行政法人法第21条等で、地方独立行政法人の行う業務を規定しています。		現行の法制度では地方独立行政法人が博物館を設置・運営することはできない。国の博物館等では既に独立行政法人制度が導入され、入館者の増加やサービスの向上など一定の成果をあげている。地方においても基幹業務の継続性を確保し、より柔軟かつ効果的な運営を実現するため、地方独立行政法人による博物館の設置運営が地域の実情に即して選択可能となるよう、必要な措置を求める。 併せて、地方独立行政法人が博物館法に定める設置主体として認められ、同法人が設置・運営する施設が博物館として登録可能となるよう、必要な措置を求める。	本市が設置している博物館群において、運営に不可欠である基幹業務の公共性・継続性を確保しつつ、事業の透明性を高め、自主性を発揮することで、魅力ある事業をより効果的に実施するためには、地方独法制度が有効であり、併せて博物館群を一体的に運営することによって連携・集積効果を引出し、指定管理者制度では実現が困難な、質の高いサービスを提供したい。 本件については、平成18年10月にも同趣旨の提案を行ったが、文部科学省において、博物館制度全体の在り方に関する検討を行っており、それを踏まえ法改正について具体的な検討を行うとのことで、対応不可であった。 本市は、次の状況や別添の理由から、地方独法制度活用の早期実現が従前にも増して必要と考えている。 ・平成15年の地方独法に係る国会審議では、地方独立行政法人の業務範囲を順次拡充していくことや、「公共的な施設」である博物館の業務を対象・列挙することについては、今後の検討課題とされた。 ・文部科学省設置の検討協力者会議及び中央教育審議会生涯学習分科会制度問題小委員会では、地方独立行政法人の博物館を認めることは有意義であるとの見解を示している。 ・今回の博物館法改正では、その審議の過程で、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮することや、登録制度の見直しに向けた検討を進めることなどの附帯決議が行われた。 ・全国博物館大会は、公立博物館においても独法制度を適用できるようにすべきであるとの決議を2年連続で行っている。 従って、地方独立行政法人による博物館設置・運営について、国における具体的な検討を経て、早期実現が図られるよう、今回、再提案を行うものである。	F	—	現行の地方独立行政法人法制度上、博物館は地方独立行政法人法第21条に規定されていないため、ご提案の内容を構造改革特別区域として導入することについては、今後総務省とも協議しつつ、制度の在り方について慎重に検討を進めていきます。		1072010	大阪市	大阪府	総務省 文部科学省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0820090	学校の「課程又は学科」単位での設置者変更制度の導入	学校教育法第130条第3項	専修学校の設置者変更については、市町村の設置する専修学校に関しては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に関しては都道府県知事の認可を受けています。		現行学校教育法で認められている設置学校の全部又は一部を他の学校法人に移譲できる設置者変更制度形態に加え、教育活動及び学校運営における配慮が確保可能ならば、設置学校の「課程又は学科」を他の学校法人の設置する学校に移譲できる設置者変更制度を新たに導入すべきである。	<p>現行の学校法人の分離の形態(設置者変更)の規定は、各法人が設置する「学校単位」での、新設分離又は吸収分離である。この場合の設置者変更は、変更規模(歴史文化・運営規模等)の相互合意の事項が多く存在するので、変更に関わる障害が高く、また、各学校が所有する優れた部分も失ってしまう可能性があるため、相互の法人が合意に至る例は少ない。</p> <p>そこで、課程・学科など小規模的単位に設置者変更が可能になれば、少子化等の原因による学校経営の困難な時代にもかかわらず、学校は、各々の伝統、特色そして得意分野を維持しながら、より迅速に学校再編が可能になり、次のメリットが生じる。</p> <p>① 各学校の再生救済が活発になる。 ② 各学校の得意分野を更に生かせ、各学校の独立性と持続性が保たれ、学生保護と学校収益の確保が達成される。 ③ 学校経営のスリム化や健全性が確保される。 ④ 学科の移設により、必要最小限度の学科の廃止や学科の設置等に留められ、事務作業効率の向上に繋がる。</p> <p>昨今の各学校は、一部の学校を除き、入学定員を充足している学科がある一方、未充足学科も存在し、充足学科が未充足学科の運営を救済しながら学校運営を支えているのが実状である。本事項の最大目的は、学校法人の再生救済と考えられる。その目的を達成する過程の一として、学校の課程・学科単位での設置者変更の導入を図られたい。</p>	D	—	ご提案のありました、専修学校の課程・学科ごとの他の学校への「移譲」については、「移譲」を行うおとする専修学校において課程・学科を廃止、「移譲」を受ける専修学校において課程・学科を設置することにより、可能と考えられます。課程・学科を廃止・設置することにより、当該専修学校の目的を変更する場合には、認可(学校教育法第130条第2項)、学則を変更する場合は、届出(学校教育法第131条)などの手続が必要となります。なお、目的・学則変更等の詳しい手続については、所轄庁(都道府県)へお問い合わせください。	1067010	学校法人新潟福祉医療学園、学校法人エイシカレッジ	新潟県	文部科学省	
0820100	医学部入学定員要件の緩和	・閣議決定(「今後における行政改革の具体化方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)) ・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会) ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月) ・新医師確保総合対策(平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日政府・与党) ・「緊急医師確保対策」に関する取組について(平成19年8月30日 地域医療に関する関係省庁連絡会議) ・「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)	・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。 ・全都道府県において、平成21年度から最大9年に限り5名を限度(北海道については15名)として医師養成数の増を認めることとされています。		「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に対して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するべき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前倒した修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすこととなり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 (提案理由) 平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	D	—	昨年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとしています。 また、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、大学医学部定員について「早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する。」とされたところです。	1046010	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0820110	医学部入学定員要件の緩和	・閣議決定(「今後における行政改革の具体化方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)) ・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会) ・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月) ・新医師確保総合対策(平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議) ・緊急医師確保対策(平成19年5月31日政府・与党) ・「緊急医師確保対策」に関する取組について(平成19年8月30日 地域医療に関する関係省庁連絡会議) ・「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)	・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。 ・全都道府県において、平成21年度から最大9年に限り5名を限度(北海道については15名)として医師養成数の増を認めることとされています。		新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するべき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前倒した修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすこととなり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 (提案理由) 本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。	D	—	昨年5月に政府・与党が一体となって取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、全都道府県において、都道府県が奨学金を設定するなど、一定の条件を満たした場合、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、現行の当該県内の医師の養成数に5名を上限に上乗せする暫定的な調整の計画を容認することとしています。 また、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、大学医学部定員について「早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する。」とされたところです。	1046020	兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0820120	医学部の繰り上げ卒業制度の創設	学校教育法第87条 学校教育法第89条	学校教育法上、大学の修業年限は4年(医学を履修する課程等)にあっては6年とされていますが、医学を履修する学部等以外の学部においては、これに3年以上在学した者であって、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと当該大学が認める場合には、在学期間が4年に満たなくても大学を卒業することができます。		実質的に医学部の全てのカリキュラムを修了したと大学が認める者に対しては、学校教育法第89条のうち、「(第87条第2項に規定する課程に在学するものを除く。)」を適用しない。 これにより、東北大学医学部における「特別進級者」のように、修業年限が満了する前に全てのカリキュラムを修了した者が卒業時期を繰り上げることが可能とする。	東北大学医学部では、他大学で一般教養の単位を取得してから入学した者を対象に、上の学年の単位を先取りできる「特別進級制度」がある。このため、最遅で5年で臨床実習を含めた所要の単位を修得し、通常の医学部6年生と同等の知識を身につけることができる学生がいる。 しかし、法律で医学部の修業年限が6年間と定められているため、全ての課程を修了しているのに卒業認定が受けられない者が毎年数名発生している。彼らは医師国家試験の受験資格を得るためだけに1年間余分に大学に在籍することとなり、医師になるのが遅くなっている。 彼らが1年間早く医師免許を取得して地域医療に貢献することを可能とするため、医学部でも修業年限を繰り上げて卒業を可能にすることを提案する。 「医学教育には6年間必要ではないか」という懸念があることは承知している。医師には豊かな知識と高い人間性の両面が必要であることは理解しているが、上で掲げたとおり、5年間で全課程を修了できる高い能力を有する学生の存在や、東北大学では導入していないが学生入学制度によって医学部を4年間で卒業した後に医師となり活躍している者の存在からこの懸念は既に払拭されている。 また最近、医学部の定員増が決まったが、新入生が医師となるのは最遅で6年後である。この制度を早急に導入し、現に卒業だけを待っている者が1年でも早く医師となって社会貢献ができるよう、制度を改正いただきたい。努力を怠り卒業を早めることができるようになれば、医学生生のモチベーションも大いに高まるうえ、医学部の回転が早まるために医師養成数の増加にもつながることから、医師養成にとって極めて有効な手段であると考えます。	C	I	大学の修業年限の特例については、いわゆる「大学の早期卒業」が、既に平成11年の学校教育法改正により制度化され、大学が責任ある授業運営を行う、履修科目登録数に上限を設定する、厳格な成績評価を行うことを前提として、早期卒業を希望する学生が優秀な成績で卒業に必要な単位を修得した場合、例外的に3年以上4年未満の在学期間の卒業が認められています。しかし、その後の過程で、医学・歯学などの分野については、医師・歯科医師の免許取得のためには医学部・歯学部の卒業が必須であるなど医学部・歯学部の教育は免許取得に直結していること、教育課程における実習の占める割合が高くさらにその充実が求められていることから、早期卒業の導入が見送られたところ。なお、これらの分野については、その後のカリキュラム改革により実習の一層の充実が図られていることに照らしても、早期卒業を制度化することは、困難であると考えています。 なお、早期卒業ではありませんが、大学の判断により、①医学部の途中年次への転学等、②入学前に科目等履修生として単位を取得した場合の修業年限への通算によって、学生が医学部に6年間在籍せずに卒業することが可能となっています。	1075010	東北大学医学部 医学科特別進級生一同	宮城県	文部科学省	

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
0820130	獣医師養成系大学の立地の偏在を是正し、教育の機会均等を確保するため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する認可の基準」(平成十五年三月三十一日文科省告示第四十五号)	現在、獣医師関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人が獣医師養成系大学を設置することで、獣医師を志望する四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を緩和し、大学を核とした地域再生を果たしたい。 (提案理由) 獣医学部(科)は、これまで約40年間開設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国立公立大学の165人しか割り当てがなく、四国には1つも獣医学部がない。このため、四国の高校生が獣医師を志望する場合は、遠隔地の大学に進学を余儀なくされ、経済的な負担も嵩むことから、東日本の高校生に比べ不利な状況にあることがアンケートで確認された。また、四国に獣医師養成系大学がないことは、農林水産省が昨年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」で四国は産業系、小動物系とも将来の需給に不足するとされた要因になっていると考えられる。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ、教育の機会均等に寄与するとともに、地域の再生を図ることが可能になる。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないものと考えられるし、地元獣医学部があることで、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。今治市及び愛媛県は、大学誘致で教育の機会均等と地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給の均衡に寄与する特区を提案する。	C	Ⅲ	獣医師関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方については、基本的には、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮すると、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であると考えます。 獣医師関係学部・学科の入学定員の検討にあたっては、ご指摘のありました「獣医師の需給に関する検討会報告書」の内容を十分に踏まえることが必要であると考えていますが、同報告書においては、複数の前提条件に基づく獣医師の需給の見通しが示されていますが、明確な供給不足あるいは供給過剰といった見解は示されていません。 今後は、同報告書において農林水産省に対して指摘されている、獣医師の活動分野・地域偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医師に従事しない要因の分析及び是正への取り組み、また、平成22年を目標に農林水産省で定める獣医師法に基づく獣医師の供給体制の整備のための基本方針に関する議論の動向、関係各方面からの意見等も踏まえながら、検討していく必要があると考えます。		1021010	愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省 農林水産省
0820140	道州制北海道スタンダード歳入徴収金回収プロジェクト				1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。 ①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施 ②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起。 2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分手法を自由に選択できるよう改正を提案します。 【具体的に対象とする債権名】 ①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金 ②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿汲み取り手数料、幼稚園保育料 【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化	税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。 1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発行している。 2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。 【下水道料は①の自力執行権で滞納調査し差押えし、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。 3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道料は納付することなく滞納が続いています。原因は税(滞納金口座調査の限界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。 4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化と効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。	E	—	ご提案は学校給食費及び幼稚園保育料についても対象とした内容となっていますが、本件の対応の可否については、地方公共団体の歳入の徴収方法、訴訟原則に関する検討を要するものであり、まずは、総務省、法務省の回答を御参照いただきますようお願いいたします。		1003010	新得町	北海道	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
0820150	文化財保護に関する権限の区長への移管	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号	○地方自治法 第八十条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の職務権限） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一～十三（略） 十四 文化財の保護に関すること。 十五～十九（略） ○文化財保護法において、教育委員会が行う文化財保護に関する事務が定められています。		地方自治法第180条の8(学校に関することを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	C	—	教育委員会制度は、住民の信託を受けた地方公共団体の長が議会の同意を得て任命した委員で構成される教育委員会が、住民の意向や地域の特性も踏まえ、責任を持って、地方公共団体の教育、学術、文化に関する行政を行う制度です。 文化財に関する行政は、 ①文化財の保護の側面と、文化財が地域づくりや観光に資するという側面とが相反する場合は生じかねないために、そのバランスを適正に担保する必要がある。このため、首長部局の行う開発行為や観光施策等とのバランスを担保する上で、首長とは独立した機関である教育委員会において最終的なチェックを行う必要がある。 ②文化財は一旦滅失・き損すれば原状回復が困難であるため、首長の交代によって保護方針が大きく変わることもなく、継続して行政が行われるよう、首長から独立した教育委員会が担当する必要がある。 ③文化財の保存・活用に当たって、特定の団体・個人への配慮により方針がゆがれることのないよう、公正性・中立性の確保が強く求められる。このため、首長の判断により意思決定がなされる首長部局に対し、合議体である教育委員会が最終的な権限を有しておく必要がある。 という観点から、教育委員会が行う必要があります。 また、改正教育基本法第2条第5項においては、教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度を養うことが規定されており、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財保護については、教育委員会において、教育行政と一体的に進めていくべき重要性が増しているところである。 平成17年10月、平成19年3月の中央教育審議会答申を受けて、166通常国会に提出され、成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」においては、教育委員会の所掌事務のうち、文化、スポーツに関する事務は、地方公共団体の判断により首長が担当できるものとされたところですが、文化財保護の事務については、学校教育や社会教育と同様、引き続き教育委員会が所掌することとされたところである。		1074020	千代田区	東京都	総務省 文部科学省
0820160	種子島の南種子町において、祭礼の保存に使用する火縄銃について、現代製作されている火縄銃を使用できる関係法令の一部改定	・銃砲刀剣類所持等取締法第14条第1項、銃砲刀剣類登録規則第4条第1項	美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄銃等の古式銃砲は、登録規則第4条の監定の基準により、文化財として認められるとされるものを対象としている。日本製銃砲にあってはおおむね慶応3年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあってはおおむね同以前に我が国に伝来したものであるもので、それぞれ美術的かつ骨とう品として価値のあるものを対象とし、都道府県教育委員会が登録しています。		現状の銃砲刀剣類所持等取締法では、現代において製作されている火縄銃は古式銃として認められていないことから、例えば、イタリアのペデルゾリ社が製作している「Tomonobu Teppou」など、純粋に火縄銃の構造のみを持つ銃を古式銃に準ずるものとして認定し、南種子町での祭礼の保存において通常の古式銃と同様に使用できるように、関係法令の一部改定を要望する。	平成12年度から14年度にかけ、国土庁(現 国土交通省)離島振興課の「離島地域における多自然居住整備方策に関する調査」が実施され、その一環として行われた、「対馬・福枝・種子島の三島交流事業」において、島興し人材育成事業として、調査事業を国から委託された地域交流センターのスタッフである水沼仁氏(当時、現(社)東京自治研究センター研究員)がコーディネーターとなり、種子島の住民有志で「種子島のマスタープラン作成」に取り組んだ。そのプランの一つとして、銃砲伝来の地であることを活かした地域活性化方策として、火縄銃のより安全な試射のため、今回の提案に至った。 南種子町は銃砲伝来の地として、ロケット打ち上げ基地のある町として知られているが、昨今の観光客減少等によって経済が衰退しつつある。観光客を増加させるためには、南種子町の特徴である火縄銃をより安全に取り扱い、観光客などの見学に供することで大きな効果が見込める。 南種子町で銃砲伝来の祭礼等を行う際には、祭礼の保存会の会員達が古式銃を空砲発射しているが、古式銃の安全検査は行っているものの、古式銃の総合的な安全性には不安が大きく感じられる。 古式銃は製造されて後の年月が数十年以上となっており、危険も考えられることから、現在の技術で製造された火縄銃を祭礼の保存などに利用することで、係員の安全がより確実なものになると考えられる。 古式銃である火縄銃と同じ構造のみを持つ火縄銃を監督官庁に届け出る事等で、古式銃に準ずるものとして、銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改定し、祭礼の保存においては、係員が従来の古式銃と同じように取り扱うことが出来るようにしたい。	C	I、Ⅲ	銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)は、公共の安全を確保するため、銃砲、刀剣類等の所持に關し、危害予防上必要な規制をしており、銃砲刀剣類の所持は原則禁止されています。 しかし、法第3条第1項第6号では、法第14条第1項により都道府県教育委員会が、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄銃銃砲等として登録したものであるものについては例外的に所持できることとされており、銃砲刀剣類登録規則において、火縄銃銃砲等の古式銃砲は、「美術品若しくは骨とう品として価値のあるもの」で「日本製銃砲にあってはおおむね慶応3年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあってはおおむね同以前に我が国に伝来したものと登録の要件を定めています。 このような登録制度によって所持の例外を認めている趣旨は、登録の対象となる銃砲等の美術品又は骨重品としての価値に着目しているからです。 今回ご提案のあった古式銃砲を模して現代において製造されたものについては、歴史的価値のある美術品若しくは骨とう品としての価値のある「文化財」とは言えないことから、特区として対応することはできないと考えます。		1013010	種子島U・ターンサポートセンター	鹿児島県	警察庁 文部科学省